

# 常任委員会の充実及び定例会日程の見直しについて

【定例会日程の見直し(本会議と委員会の開催日数配分のあり方)】

# 1 試行方法案に係る会派からの確認事項・修正意見に対する正副委員長の考え

## (1)一般質問の通告時間・開催日数の見直し

### ア 一般質問の役割

- 一般質問が契機となり実現する施策もあり、その重要性は十分に認識しており、意義を否定するものではないが、一般質問は1議員の活動として行われるものであり、合議体による議案等審査や所管事務調査を通じた政策提案等を行う常任委員会の活動機会を充実させていくことが、議会の機能強化に繋がるものと考えます。

### イ 見直しの必要性と質問機会の確保

#### ①見直しの必要性

- 千葉市議会は、委員会と比較して本会議の開催日数が多く、特に一般質問の占める割合が大きいことから、本会議と委員会、議案等審査(所管事務調査)と一般質問の配分を踏まえた定例会日程の見直しが必要であると考えます。

#### ②議員1人1人の質問機会の確保

- 現在同様、正副議長・監査委員を除く一般質問対象者全ての質問機会の確保をするほか、毎定例会通告を行うことで1議員年間累計通告平均時間並みの通告時間を確保するなど、議員1人1人の質問権に配慮した試行方法案を提案していると考えます。

### ウ 常任委員会での議案外質問

- 一部の政令市議会の常任委員会において、委員会所管の事項について「議案外質問」を実施していることは把握しているが、これを実施するためには会期中の常任委員会開催日数の一層の確保が必要になると考える。

## (2)常任委員会の分散開催

### ア 分散開催の必要性

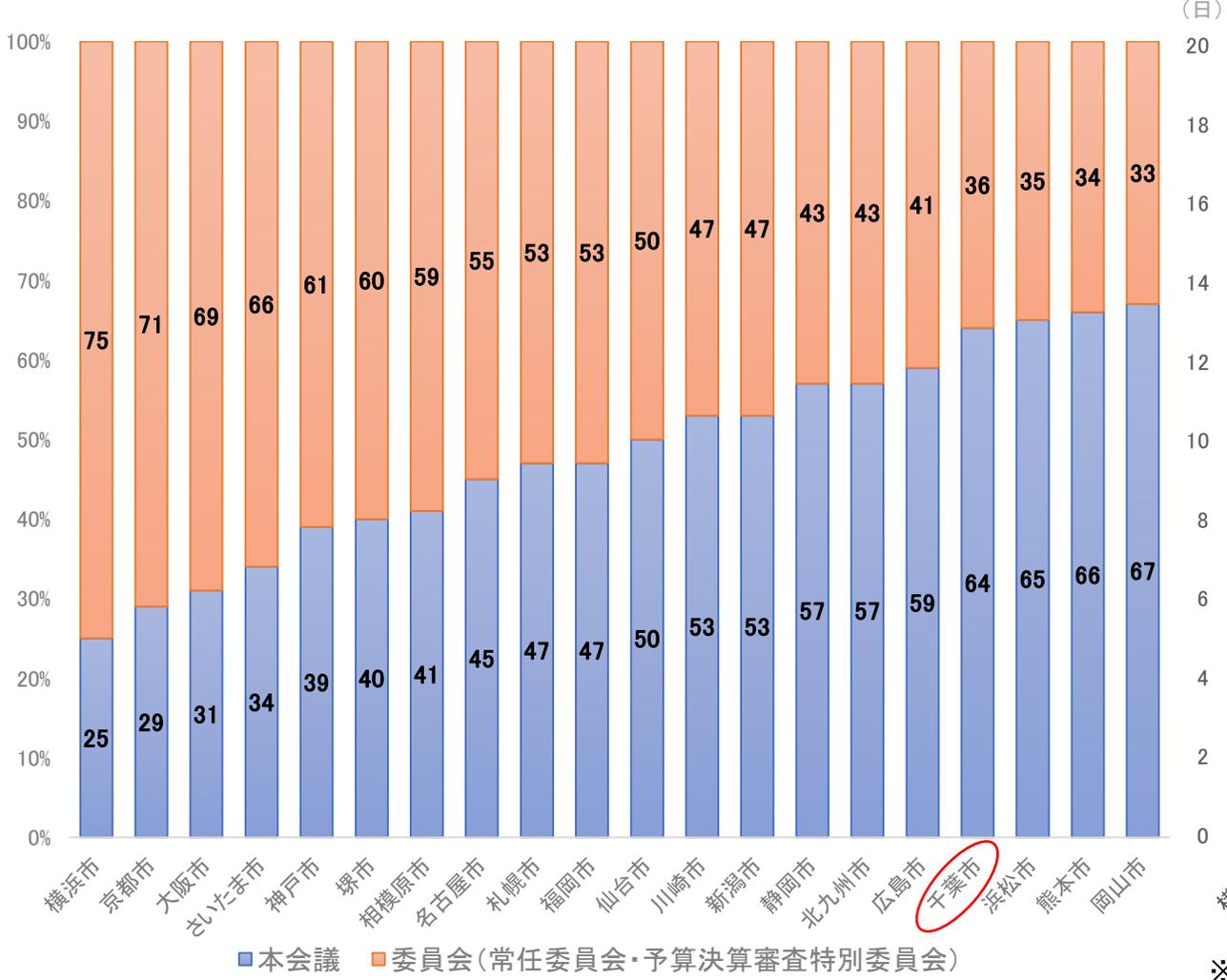
- 常任委員会の役割である議案等の詳細審査に加えて、所管事務調査を通じた政策提言や条例発議に発展させていくためには、限られた会期日程の中で、分散開催の導入により生まれる予備日等を活用しながら積極的に活動していく必要があると考えます。
- 議会基本条例は「議会は市民が傍聴等しやすい環境の一層の充実に取り組むものとする」としており、分散開催により来庁による傍聴とネット中継による視聴機会のいずれも拡充に繋がると考える。

- 定例会日程の見直しは「一般質問の開催日数の見直し」と「常任委員会の分散開催」をセットで行うことにより、現在の定例会会期日数に増減を生じさせず、本会議と委員会、議案等審査と一般質問の配分を踏まえた、効率的・効果的な議会運営を行おうとするもの。

# 【参考】第8回協議会 説明資料

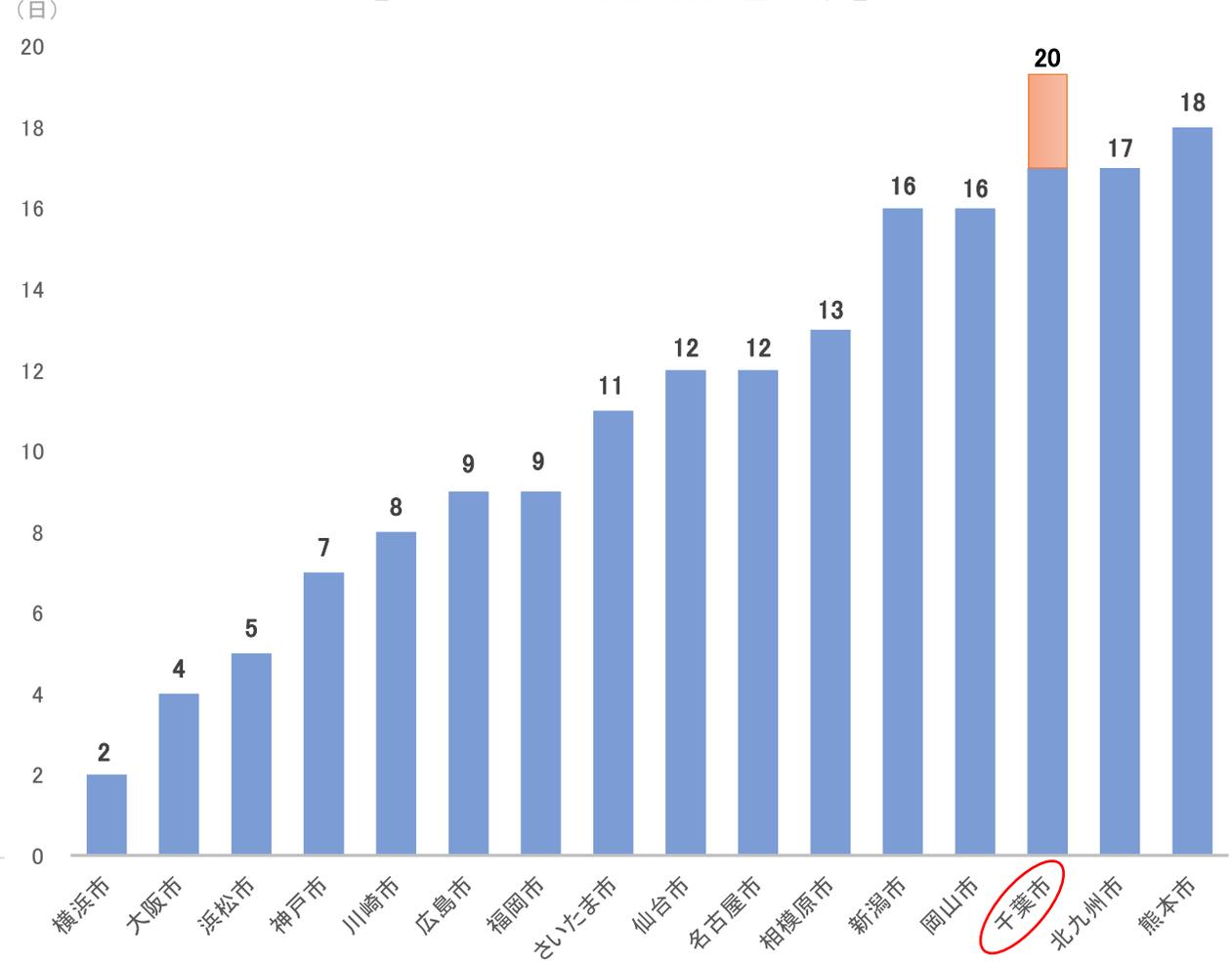
# 1 政令指定都市市議会の定例会日程比較(令和5年実績)

## 【本会議と委員会の年間開催日数構成比】



● 本会議の構成割合が政令指定都市中4番目に高い(本会議中心の定例会運営)

## 【年間の一般質問開催日数】



※一般質問(個人質問)を行っている16市による比較

● 千葉市議会は、令和5年第1回定例会が短縮日程のため実質20日間の開催日数(各定例会5日間)で政令指定都市中最多

## 2 定例会日程の見直し(本会議と委員会の開催日数配分のあり方)

### 現状・課題

- 千葉市議会は、委員会と比較して本会議の開催日数が多く、特に一般質問の占める割合が大きい
- 定例会の会期中、一般質問の開催日は5日間
- 定例会の会期中、議案等審査を行う常任委員会開催日は予備日を含めて2日間
- 会議規則に基づき1議員として行う一般質問の日数が多く、これと比べ、自治法に基づく議案等の詳細審査や所管事務調査を行う常任委員会の開催日数が少ない  
⇒本会議と委員会の配分のあり方について検討が必要

### 試行方法案 (解決策)

- 一般質問の通告時間を1人20分とし、一般質問開催日数を見直し(5日間→4日間)
- 予算・決算審査特別委員会分科会と同様の組合せにより常任委員会を分散開催(2日間→3日間)

現在 (同時開催)		試行方法案 (分科会同様の分散開催)		
1日目	2日目	1日目	2日目	3日目
総務	予備日	総務	予備日	—
保健消防	予備日	保健消防	予備日	—
環境経済	予備日	—	環境経済	予備日
教育未来	予備日	—	教育未来	予備日
都市建設	予備日	—	都市建設	予備日

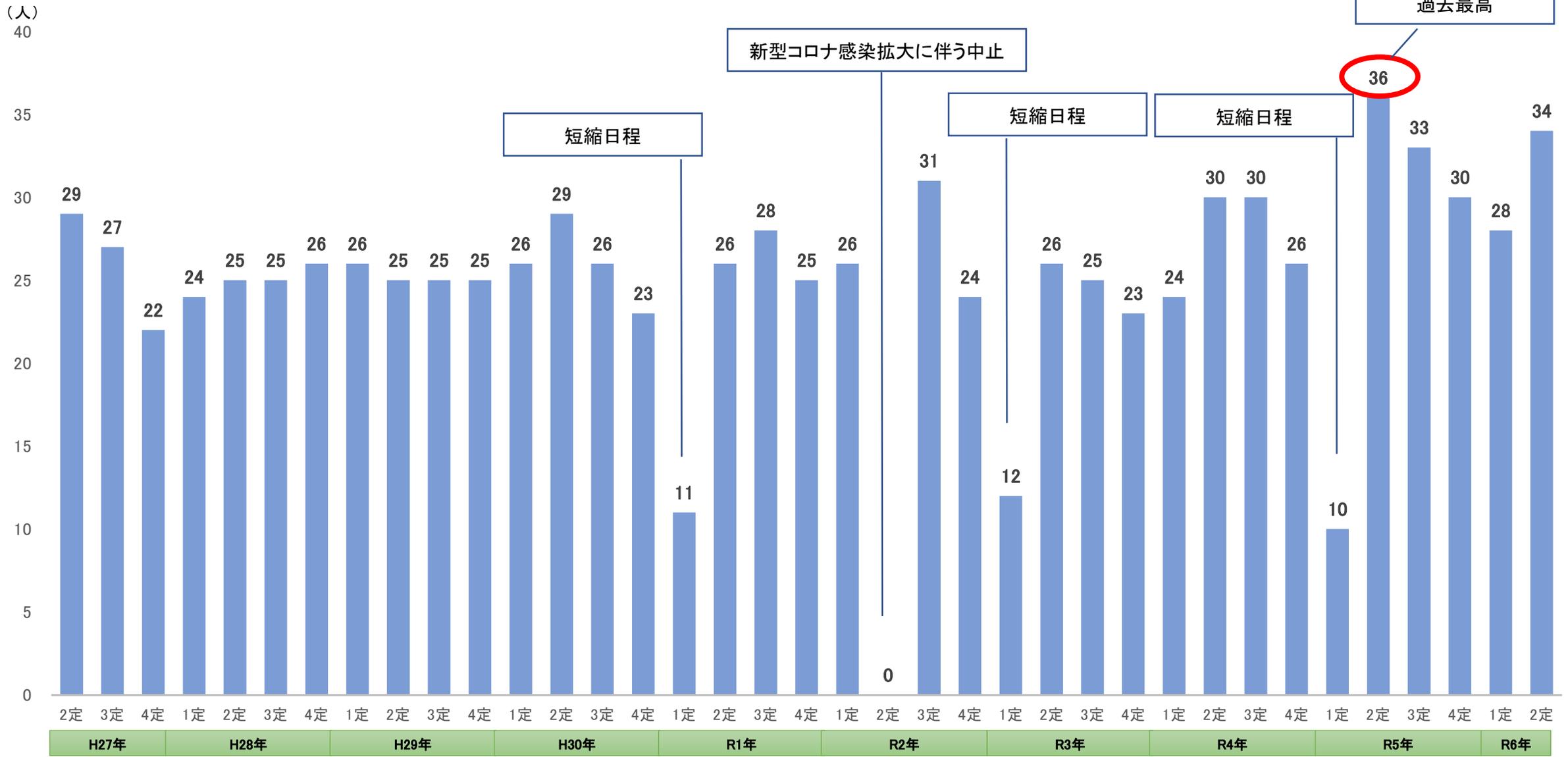
### 期待される効果

- 本会議と委員会、議案等審査(所管事務調査)と一般質問の配分を踏まえた、効率的・効果的な議会運営
- 常任委員会の予備日等を活用した、議案等審査に係る準備や整理及び所管事務調査活動の充実
- 常任委員会の傍聴機会の充実

### 3 試行方法案

#### (1) 議員定数50人以降(平成27年第2回定例会～)の各定例会通告者数

● 各定例会平均(短縮日程・中止を除く): 27人/1定例会 過去最高: 36人



## (2) 一般質問の議員1人通告時間20分への見直し

- 千葉市議会会議規則第8条は「会議時間は、午前10時から午後5時までとする」としており、昼休憩・3時休憩を除く実質会議時間内に効率的に質問が行える通告時間を設定
- 議員1人通告時間20分の場合、議会先例により一問一答方式で質問を行う際は、質問・答弁を含め発言時間は1.5倍の30分

### 《本会議での一般質問スケジュールのイメージ》

#### 議員1人通告時間20分(発言時間30分)

開議時刻	10時開議	13時開議	
午前中	① 10:00～10:30	/	
	② 10:30～11:00		
	③ 11:00～11:30		
	④ 11:30～12:00		
昼休憩	12:00～13:00		
午後前半	⑤ 13:00～13:30		① 13:00～13:30
	⑥ 13:30～14:00		② 13:30～14:00
	⑦ 14:00～14:30		③ 14:00～14:30
	⑧ 14:30～15:00		④ 14:30～15:00
3時休憩	15:00～15:30		15:00～15:30
午後後半	⑨ 15:30～16:00		⑤ 15:30～16:00
	⑩ 16:00～16:30	⑥ 16:00～16:30	
	⑪ 16:30～17:00	⑦ 16:30～17:00	
質問者数	11人	7人	

### 1 一般質問対象者全ての質問機会の確保

- 10時開議の場合、1日最大11人程度の質問者の対応が可能であり、一般質問の開催日数を4日間とした場合でも、一般質問の対象となる正副議長・監査委員を除く46人程度が各定例会で質問を行える機会を確保

### 2 実質会議時間の有効活用

- 議員1人通告時間20分(発言時間30分※一括質問の場合も同程度の発言時間と仮定)の場合、端数時間がなく、実質会議時間を有効活用できるため効率的な本会議運営に繋がる

### 3 1議員年間累計通告平均時間並みの通告時間の確保

- 直近の1議員の年間累計通告時間の平均は75分で、毎定例会通告を行えば年間80分の通告が可能であり、これまでの平均時間並みの通告時間を確保することができる